

## 公民的分野研究発表・実践報告

主題 「ともに学びあい、未来をつくる力を育む社会科学習」

副題 主体的・対話的で深い学びを実現する授業づくり

研究仮説 単元や内容のまとまりで授業を構成し、「問い」と「資料」で迫れば、「深い学び」を実現する授業につながると考えられる。

[工夫]

- (1) 単元や内容のまとまりで授業を構成し、問いと答えの距離を遠くする。
- (2) 問いは「どのような」を乗り越え、「なぜ」「なに」を中心にする。
- (3) 生徒が問い続けられるように、問いと資料で生徒に迫り、先生は答えを言わない。
- (4) ともに学びあう場面を設定する。  
→学びあいには2つの場面がある。①認識を深める学びあい  
②価値判断や意思決定へといたる学びあい

神戸市立本多聞中学校 教諭 武野 哲夫

### 1. はじめに（公民的分野と研究主題とのつながり）

公民的分野は、中学校における社会科学習の最終段階であり、社会科学習の仕上げとなる分野である。神戸市立中学校教育実践研修社会科グループ公民的分野では、今研究大会の研究仮説の[工夫]の(3)に「学びあいには2つの場面がある。①認識を深める学びあい②価値判断や意思決定へといたる学びあい」としているが、「②価値判断や意思決定へといたる学びあい」こそが、中学校社会科の3年生で履修する公民的分野の肝要である考え、研究を進めていった。

今回の「基調提案」で提案した「深い学び」をさらなる高次の知識である「価値的知識（規範的・評価的知識）に深めるために、学びの深化の最終段階である

(v) 理論を活用した意思決定（社会参画）

現実の社会的課題に対する「どうする」「どうすべきか」という問いにより、社会参画につながる「価値的知識」が獲得される。

という仮説を意識しながら、[工夫](1)の「単元や内容のまとまりで授業を構成し、問いと答えの距離を遠くする。」ことにも留意し、「単元を貫く問い」を構想していった。

その際、対立を生む論争テーマとして、どのようなものが中学3年生の発達段階に考慮しつつ、興味・関心を高め、取り組みやすいものになるかを探ることが大きな課題の一つとなった。

さらに「深い学び」の土台となる「記述的知識」に関しても、教科書で太字となった社会科用語だけにとどまらず、私たちの地域や生活に根差し、かつ「単元を貫く問い」の内容に即したものを構想できるように心がけた。

そのうえで、社会的認識力の深まりを見とるとともに価値判断や意思決定する能力が培われたかを見とれるように授業で使用するワークシートから生徒の認識の変化を読み取れる工夫をするとともに、ポートフォリオ（ふりかえりシート）を使用することにより、生徒自身も社会的思考や社会認識の深まりを俯瞰できるように工夫した。

## 2. 研究の方向（公民的分野のこれまでの実践）

### 【令和4年度の実践】

#### 第3学年 社会科〔公民分野〕学習指導案

日 時 令和4年10月26日（水）6校時

学 級 3年2組（男子18名、女子21名）

授業者 神戸市立本多聞中学校

教 諭 田中 洋平

#### 1. 単元名 第2章 第3節 「地方自治と私たち」

#### 2. 授業観について

##### (1) 生徒観

学習に対して、前向きで意欲もあり、基礎学力の定着も良好である。まとまりがあり、互いを尊重することができ、集団としての能力は高い。また、規律を重んじ、周囲への優しさを持って落ち着いた学校生活を送ることができる。しかし、主体性に乏しく、周囲を気にし、指示待ちの生徒が多いため、正しいリーダーシップをとれる人材が少ない。そのため、新しいことや困難なことに挑戦する姿勢に乏しく、探求心や創造力が不足していると思われる。

##### (2) 教材観

今回の教材は、まちづくりに興味を持ち、身近なところから地方自治について考えさせる教材である。普段の生活を起点に住みやすいまちづくりをしていくために、何が必要かをグループで考えて、財政面で実現できる課題かどうかや緊急性がある課題かどうかを、他の自治体の実例を参考に意見書をまとめていく教材である。

##### (3) 指導観

地方自治の役割や地方公共団体の仕事や財政を学習し、自分たちの住むまちをよりよくしていくために、どのようなまちづくりが必要か考えさせる。多くの意見や情報をグループ化し、グループどうしの関係性を記入することで、意見の関係性を分析する力をつける。また、可能であれば、受け身的な「何とかしてもらえる地方自治」ではなく、主体的な「自分たちで創る地方自治」を意識させたい。最終的に地方自治に興味を持たせる手掛かりとなるよう指導したい。

#### 3. 単元の目標

地方自治の基本的な考え方について理解し、地方自治を発展させるために、私たちはどのようにして地方自治の政治に参加すべきかについて、対立と合意、効率と公正などの見方・考え方を働かせて、多面的・多角的に考察、構想し、表現させる。

#### 4. 単元全体を通じた観点別評価規準

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
地方自治の政治のしくみに関する資料を様々な情報手段を活用して収集し、有用な情報を適切に選択し、読み取ったり図表にまとめたりしている。	地方自治体の政治と政治参加に関する課題を見だし、対立と合意、効率と公正などの見方・考え方を働かせて、多面的・多角的に考察、構想し、表現している。	身近な事例から地方自治体の政治に対する関心を高め、民主政治の基本的な考え方とそれに基づく地方公共団体の政治のしくみについて、意欲的に追究している。

5. 単元の指導計画〔全6時間+1時間〕

「単元を貫く問い」 地方自治に興味を持ち、まちづくりに何が必要かを考えよう。	時間	場所	主な学習内容
	3	教室	<u>STEP1：興味関心を高める学習</u> [1時間目] 地方自治と地方公共団体 地方自治の基礎について学ぶ。神戸市の行政組織について調べて、どの部署でどのような仕事をしているかを知る。 [2時間目] 条例と直接請求権 全国の地方自治体の条例について調べる。地方自治は、住民の意見が反映されやすい直接請求権で成り立つことを知る。 [3時間目] 地方財政の現状と課題 地方の財源について考える。神戸の家計簿（R2年度）を使用し、歳入と歳出について学習する。
	3	図書館	<u>STEP2：学びに向かう人間性を高める発展的学習</u>  [4時間目] 自分たちのまちづくりの課題 垂水区の行政パンフレット等を利用し、垂水区の地方自治について理解を深め、さらにKJ法で自分たちのまちづくりの課題を出し合う。  [5時間目] 意見書（要望書）の作成 KJ法をもとに、よりよいまちづくりのための意見書（要望書）を作成する。その際、グループワークを実施し、困っている理由、解決できるかどうか、他都市の成功例などをもとに意見を出し合って作成する。  [6時間目] 各班の意見書（要望書）を発表する。 グループで作成した意見書（要望書）を発表する。他のグループの発表を聞いて疑問に感じたことは発表することで、新たな課題を追究する。最も優秀な意見書（要望書）代表1点を選ぶ。
1	行政機関	<u>STEP3：政治参加の実体験を積ませる学習 ～区役所との連携～</u>  [7時間目] 各クラスの代表の意見書（要望書）を垂水区に提出する。 垂水区役所の協力を得て、自分たちが学習したことに意見やアドバイスを垂水区役所の職員からしてもらい、学習してきたことの振り返り行う。政治参加をした実体験がうまれる。	

6. 本時の授業について [5 時間目]

- (1) 主題 「まちづくりに興味を持ち、意見書を作成し、政治参加をしよう」  
 (2) ねらい ① KJ法で抽出された意見の中から、的確な課題を見つけることができる。  
 ② 意見書を作成する際、グループ内で意見交換ができる。  
 ③ 意見書を作成する際、※3つの根拠について考えることができる。  
 ④ 他のグループの視察を行い、自分たちの意見書作成の参考にできる。

※3つの根拠 (再掲)

I : 困っている根拠 なぜ困っているのか。グループでの話し合いから考えさせる。
II : 解決できる根拠 人、資源、財源、時間の確保について、解決できる内容か考えさせる。
III : 既成事実の根拠 他都市で行った政策の成功例を調べさせる。

(3) 展開

学習過程 時間	学習内容と生徒の活動	教師の支援	司書と区役所の支援
導入 5分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・KJ法で出てきた様々な意見の中から、もっとも必要と思われる意見(要望)をグループ内話し合っ て、見つける。</li> </ul> <p>課題把握：まちづくりに興味を持ち、 根拠に基づき意見書を作成する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本時の授業めあてを示す。</li> <li>・意見書(要望書)を作るにあたり、解決策を提示する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(司) 前回の授業でまとめたKJ法でまとめたものを前方に掲示する。</li> <li>・(区) どういった意見書をつくるべきかアドバイスをする。</li> </ul>
展開 15分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・積極的に意見を出し合い、個人端末のパワーポイントを使用し、意見書を作成する。</li> <li>・困っている根拠、解決できる根拠、他都市の既成事実について、理解して作成する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・話し合いの活動が止まっている班に積極的に助言を行う。</li> </ul> <p>対話的な学びへの支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(司) 話し合いの活動が止まっている班に積極的に助言を行う。</li> </ul>
発展 20分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他のグループの意見を参考にするため、進捗状況の確認を相互にし合う。</li> <li>・意見書(要望書)を完成させ、次回どのようにプレゼンテーション(発表)を行うか練習する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時間を決めて進捗状況の確認をさせる。</li> <li>・論理的な説明で発表が行えるよう支援する。</li> </ul> <p>まとめの支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(司) 意見書の書き方、まとめ方の確認、助言を行う。</li> </ul>
まとめ 10分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主体的に授業に取り組むことができたか、振り返りシートを記入する。</li> </ul> <p>よりよいまちづくりに向けて、政治参加を意識できたかどうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな課題を見つけることができたか確認をする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(区) 本時の授業の振り返りをする。</li> </ul>

## 7. 本時の評価について

振り返りシートを使用する。〔授業前に比べて〕

- ・意欲的に授業参加ができたかどうか。(A・B・C)
- ・自分たちの活動が地域貢献につながると実感できたか。(A・B・C)
- ・グループワークを通して、意見を出しあうことができたか。(A・B・C)
- ・政治参加を意識して授業を受けることができたか。(A・B・C)
- ・授業を終えて、何か新しい課題を発見することができたか。(A・B・C)

## 【令和5年度の実践】

### 社会科公民的分野学習指導案

日時：令和5年11月16日（木）5時間目（13:25～14:15）

会場：神戸市立本庄中学校3年5組教室

対象：3年5組（男子19名女子20名計39名）

授業者：神戸市立本庄中学校潮隆成

#### 1. 単元名 第2部 政治

第1章 日本国憲法『社会科中学生の公民（帝国書院）』P29～40

#### 2. 授業観

##### (1) 生徒観

クラスは全体的に明るく、活気のあるクラスである。学習活動においても積極的に発言し、疑問に思うことは互いに相談して解答を導くということが自然にできるクラスである。学力や学習に対するモチベーションについては個人差があるものの、全体的に授業に前向きに取り組むような雰囲気がある。ただ、教材の内容を理解することはできても、より深く本文の内容を理解しようとするところまではまだ至っていないのが現状である。また、本文を読み、内容について自分なりに価値付けするという経験も不足している。

##### (2) 教材観

民主主義における決定方法の1つである多数決で【決めてはいけないことがある】ことを習得させる。

【公正】の考え方では、全員が議論に参加し、全員が等しく発言の機会が与えられ、かつ意見が尊重されることが大切となるが、【効率】の考え方では、結論が出なければ課題を解決することができないので、限られた時間で結論を出すことも重要である。しかし、多数決で決めた結論は【全員が受け入れられるもの】だろうか。特定の人や集団が、自己決定すべきことを妨害されたり、尊厳を傷つける、つけられたりしていないだろうか。

【自己決定】【個人の尊厳】を尊重するこそが【基本的人権の尊重】であり、【基本的人権】を侵害しないことが民主主義の大前提であることを生徒に理解させるとともに、多数決は【効率】の観点からは重要だが、【基本的人権】を侵害する可能性がある。これから学ぶさまざまな【人権】を尊重した【民主主義】について考えることができる教材だと思う。

##### (3) 指導観

本単元の指導に当たっては、個人で決めるべきこと、個人の尊厳を侵害することは多数決で決めてはいけない、という原則の下、学校生活における決め事の過去の経験を思い出させると、より課題を身近に感じることができる、基本的人権や民主政治について体験的に学びどうすればより良い方法にできるようになるのか、自らの意思で考えられるように授業を構想した。

#### 3. 単元の目標

- ・政治が日本国憲法に基づいて行われていることにはどのような意義があるのだろうか～民主主義ではなぜ法に基づく政治が大切なのだろうか～

#### 4. 単元の評価基準

知識・技能	思考力・判断力・表現力	主体的に学習に取り組む態度
・立憲主義の意義と法に基づく政治の大切さ、日本国憲法の三大原理、国民主権の意義と天皇地位について理解しその知識を身に付けている。	・民主的な社会生活に関わるさまざまな事象から学習課題を見出し「対立と合意」「効率と公正」「個人の尊重と法の支配」「民主主義」などの見方・考え方を働かせて、多面的・多角的に考察し、表現している。	・民主的な社会生活に関わる様々な事象を基に、よりよい社会を考え、学習したことを社会生活に生かそうとしている。

#### 5. 単元の指導計画（全 14 時間）

時間	項目	学習内容・活動と評価について (○記録を取る評価●学習改善のための評価)
1	民主主義と立憲主義	(1) 国家権力とは何かを理解できる。 (2) 国家権力をよりよく正しく使うために重要な考え方について説明できる。 ○知・技○主・態
2	人権保障と法の支配	(1) 民主主義と人権の保障がどのような歴史過程をたどって実現してきたのかについて、諸資料の読み取りを通して理解できる。 (2) 法の支配を実現するために必要なことについて説明できる。 ●思・判●主・態
3	日本国憲法の成立	(1) 大日本帝国憲法と日本国憲法の違いから、日本国憲法の特徴を理解できる。 (2) 日本国憲法の成立過程を、大日本帝国憲法と日本国憲法の人権に対する考え方の比較や帝国議会の成立過程への関わりなどから説明できる。 ○思・判●主・態
4	国民主権	(1) 日本国憲法で国民主権が定められていることの意義を説明できる。 (2) 国民が主権を持つという考え方や、その具体的な実現方法について理解できる。 ○思・判○主・態
5	日本の平和主義	(1) 日本国憲法が定める平和主義の考え方について理解できる。 (2) 日本国憲法が平和主義をどのように定め、日本が平和主義を守るために行っていることについて説明できる。 ○思・判○主・態

6	個人の尊重と憲法上の権利	(1) 基本的人権は、個人の尊重と法の下での平等をはじめとする平等権を基礎としていることを理解できる。 (2) 個人の尊重は、基本的人権の根本であり、憲法上の権利保障の出発点となる規範であることを考察できる。 ○思・判○主・態
7	自由権	(1) 自由権は、国家から不当に強制や命令をされない権利であることを理解できる。 (2) 生命・身体の自由について、多くの条文が設けられている理由を考察できる。 ○思・判○主・態
8	平等権と差別されない権利	(1) 平等権の意味を理解できる。 (2) 夫婦の姓の在り方などについて考えることを通して、男女の平等の意味を考察できる。 ○思・判○主・態
9	日本社会の差別の現実	(1) 日本社会には、民族や国籍、病気・障がいなどによるさまざまな差別があることを理解できる。 (2) 差別や偏見をなくすために自分たちにできることを考察し、表現できる。 ○思・判●主・態
10	社会権	(1) 社会権として、どのような権利が保障されているか理解できる。 (2) 社会権が生まれた背景から、社会権の意義を考察し、表現できる。 ○思・判●主・態
11	政治に参加する権利と人権を守るための権利	(1) 日本の選挙制度の変化の特色を理解し、現在、参政権がどのように実現されているか理解できる。 (2) 公共の福祉の実現のために、国家が人権を制限する場合がある理由を考察できる。 ○思・判○主・態
12	これからの人権を考える	(1) 社会の変化に伴い、新しい人権が主張されるようになってきたことを理解できる。 (2) 憲法に直接定められていない人権が認められ、新しい人権が広がってきた理由を考察できる。 ○思・判○主・態
13	青果店を営む男性はどうなる？	(1) 青果店の立ち退きについて、「効率」「公正」などの見方・考え方を働かせて、対立から合意に至る方法を多面的・多角的に考察し、自分の立場を明確にして説明できる。 ○知・技○思・判○主・態
14	みんなで決めるとはどういうこと？	(1) 「効率」「公正」などの見方・考え方を働かせて、多数決の効果的な活用方法について、多面的・多角的に考察し、表現できる。 ○知・技○思・判○主・態

6. 本時（全14時間中の14時間目）

本時の目標

- ・多数決で決めて良いこと、決め手はいけないことがあることを理解する。
- ・多数決のメリット、デメリットについて理解する。

本時の展開

	学習内容・活動 ○記録を取る評価●学習改善のための評価	指導上の留意点★・ICT活用☆
導入 5分	●・多数決について考えよう 今までの学習から多数決について考える。	「多数決」について考えるという見通しを持たせる。 ☆デジタル教科書を黒板に投影
展開 40分	<p>・みんなで決めてよいことか考えよう みんなで決めてよいことか考えよう①～⑥についてそれぞれ「多数決で決めてよいこと」「ふさわしくないこと」と評価しその理由をFormsで評価し、理由を入力させる。</p> <p>・多数決で決めて良いことと相応しくないことを認識する</p> <p>【ステップ1】 P34多数決を利用した決め方を考えようについて3年A組では出し物をどれにするか投票を行う。 その後自分がやりたいと思ったものの理由、やりたくないと思った理由をそれぞれFormsに記入する。</p> <p>【ステップ2】 意見の集約が終了後、班ごとに、より多くの意見が反映されるためにはどうすればよいのかを考える。</p> <p>【ステップ3】 各班の意見をクラス全体で発表させる。</p> <p>【ステップ4】 班での発表や他の班の発表を取り入れ、もう一度どのような決め方が公正か考える 中日新聞の資料を読み理解を深める</p>	<p>☆Teamsを開いてFormsの結果をクラスで共有する。 「個人で決めるべきこと」「個人の尊厳を侵害すること」は多数決で決めてはいけないことを理解させる。</p> <p>・グループで活発に意見交換させる。</p> <p>☆Formsで各班の意見を提出させる</p>
まとめ 5分	・ステップ4を踏まえ、Formsに最後の振り返りを記入する	☆一部の意見を投影する。



## 本時の評価

知識・技能	思考力・判断力・表現力	主体的に学習に取り組む態度
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多数決が公正に運用されるためには、反対意見や少数意見が十分に尊重されることが必要であることや、多数決で決めてはならないことがあることについても理解させる。</li> <li>・ 他者の意見を尊重し、みずから主張を展開するにあたり、他者の意見を取り入れてより広い視野を持つことができるようにさせる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民主主義を実現するためには、公正な議論が必要となること、一人一人の意思を解決策に十分反映させることが必要であることを多面的・多角的に考察、表現させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ クラスの課題を解決するにあたり、関心を持たせ、議論や追求に意欲的に取り組ませる。</li> <li>・ 「効率」「公正」の概念を活用して主体的に課題を解決しようと態度で学習に取り組ませる。</li> </ul>

## 【中日新聞の資料】

<多数決>前編 「数の力」は絶対か？高校生、議論深める 2021年11月7日

<多数決>後編 最善の決め方とは？ 2021年11月14日

何かを決めたいのに、みんなの意見がそろわない。そんなとき、どうしますか？今回は、私たちの社会で当たり前に使われている「多数決」について考えます。最も多くの人々が支持した案を採用する方法。手っ取り早くてよさそうですが、果たして万能なのでしょうか。まずは、ある高校の事例をひもといてみましょう。（杉浦正至）

### 制服を巡り議論

白いシャツとブラウス。詰め襟にジャケット。創立八十年の伝統を感じさせる制服を巡り岐阜県立岐阜北高校（岐阜市）が揺れている。制服をなくし、私服通学にするべきか。制服か私服を選べる自由化か。制服を残しつつ、着こなしの規則を緩めるべきか。それとも、今のまま制服を存続させるか。かれこれ一年がかりの議論が続く。「できるだけ多くの人に納得してもらおうのが自分たちの使命」。制服のあり方を検討している生徒有志グループの一人、二年の今井宏晃さん（17）は熱っぽく語る。「…たとえそれが、最終的に多数決で決めることになったとしても」きっかけは、昨年度にあった校内アンケート。学校で改善すべき点として制服が挙がった。これを受け、生徒会は生徒各自に制服への考えを促すため、学校側に掛け合って今年二月に二週間、服装を自由化する試行期間を実現。実際に多くが私服で登校した。直後に生徒会は制服についてのアンケートを実施。全生徒千人超のうち六百十二人が回答し、服装自由化派が67%を占めた。制服廃止派は1%、規制緩和派は26%。現状維持派は6%にとどまった。数字の上では自由化派が大勢。ところが、少数の現状維持派の中に、切実な意見があった。「私服の購入で経済的な負担が増す」「みんなが私服を着ている中で制服を着ると、周りの目が気になる」。併せて行った保護者や教職員へのアンケートでも、経済的負担や規律の乱れなどを懸念する声が目立った。

### 多様な意見共有

「多数決で簡単に決めてしまっているのか」。生徒会は少数派を尊重して早急に結論を出すことをやめ、議論を続けることにした。本年度は今井さんら有志グループが校長から正式に諮問を受け、検討を重ねている。制服業者との懇談や全校への経過報告を経て、九月に二回目の自由化試行期間も実施。一月までに何らかの結論を出す予定だ。結論の決め方はまだ、定まっていない。ただ、生徒たちが重視するのは、対話と説明を尽くし、多様な意見を共有することだ。制服検討に加わる後藤隆浩教諭（32）は「主観だけでなく、他者の目線で多面的な見方をする。結果はどうあれ、そういう体験をすること自体に意味がある」と語る。

### 物事の決め方 たくさんある

多数決は分かりやすい。多数派の意見が通るからだ。でも、100人の中で51人が推す案を選んだとして、残りの49人の意見はどうなるだろう。ないがしろにしているのだろうか。99対1や、34対33対33の場合は？10月末、衆院選の佐賀1区で投票した人は約18万5000人。候補者2人はわずか133票差で当選、落選が分かれた。負けた方に投票した人の思いは無駄だったと言えるのか。多数決が当たり前な世の中。でも、物事の決め

方にはいろいろな種類がある。投票、話し合い、じゃんけん、あみだくじ…。代議制や裁判のように、別の人に判断を委ね、決めてもらうことも。これらを組み合わせたやり方もある。力づくで反対派をねじ伏せ、自分の意見を通すことさえできるかもしれない。みんなの意見をうまくみ取るには、どんな決め方をしたらいいのだろうか。多様な代替策知ろう

慶応大教授(社会的選択理論)・坂井豊貴さん

多数決は唯一の選択肢ではありません。日本は多数決が当たり前。ほとんど代替策を学ぶ機会がないまま、大人になってしまうのは問題です。

ここまで単純な多数決ばかり使う国は、そんなに多くない。選挙制度でも、当選させたい候補者に優先順位を付けるオーストラリア、決選投票があるフランス大統領選など多段階的な方法があります。多数決の利点？あまりないと思います。多数決は自分が一番支持する対象にしか投票できません。投票という情報処理装置に、最少の情報しかインプットできない。たとえば、一位に三点、二位に二点、三位に一点などと順位を付けて投票する「ボルダールール」を使えば、より豊かな情報をインプットできます。「票割れ」の問題もあります。二〇〇〇年の米大統領選は共和党のブッシュ氏と民主党のゴア氏の争い。世論調査はゴア氏優勢でしたが、よく似た主張の別の候補に票が流れた結果、ブッシュ氏が当選しました。多数決は必ずしも多数の意見を反映しません。投票は、満場一致で合意を得られない場合にやむなくやるもの。集団内で特定の一人をいじめる案でさえ可決できてしまうからこそ、多数決で決めてはいけないうちもある、という近代立憲主義の考え方を知っておくべきです。

納得するため熟議を 名古屋大教授(政治学)・田村哲樹さん

良い決め方とは何か。二つの要素があります。正しい結論を得られるかどうかの「正当性」と、みんなが納得できるかという「正統性」。単純な多数決よりも話し合いの方が納得度の高い決定が生まれる、というのが政治学の「熟議(じゅくぎ)民主主義」の考え方です。学校で文化祭の出し物を決めるとしましょう。いきなり選択肢を挙げて多数決で決めてしまうと、後から「実は嫌だった」とか「決まったからやるだけ」となりかねない。まずは、それぞれの案についてみんなで意見交換してみる。どんな意義があるのか、準備は大変か。場合によっては別の案が出てくるかもしれない。みんなが選択肢を“自分のもの”にしてからだったら、多数決で決めたとしてもある程度、納得できる結論になるんじゃないでしょうか。意見の違いがどこにあるかが明らかになるだけでも意義があります。勝ち負けを競うのが話し合いではありません。他人の意見に納得したら、自分の考えを見直す。みんなで決めたことが間違っていたら、もう一回見直し、話し合う。話し合いに時間がかかるというなら、あらかじめその時間を予定しておけばいい。何かを決める時は、すぐに決めようと思わない方がいい。違う人の意見をよく聴くところから始めてみることです。

記者はこう考えた

うどんか、そばか。今日のお昼は何を食べようか。思い悩んで考え抜いた末、うどんをすする。そこで気付く。「やっぱりパスタにすべきだった」。とかく、人の心は移ろいやすい。私たちの日常は決断であふれている。ランチに誘った友達がきしめん派だったらどうしよう。麺類が苦手な友達だっているかもしれない。意見を戦わせるか、擦り合わせるか。地球上に一人として同じ人間はいない。どんな決め方をするにしても、自分と他人の考えを整理するところから話は始まる気がする。

(杉浦正至)

### 3. 研究内容（公民的分野幹事会の議論から）

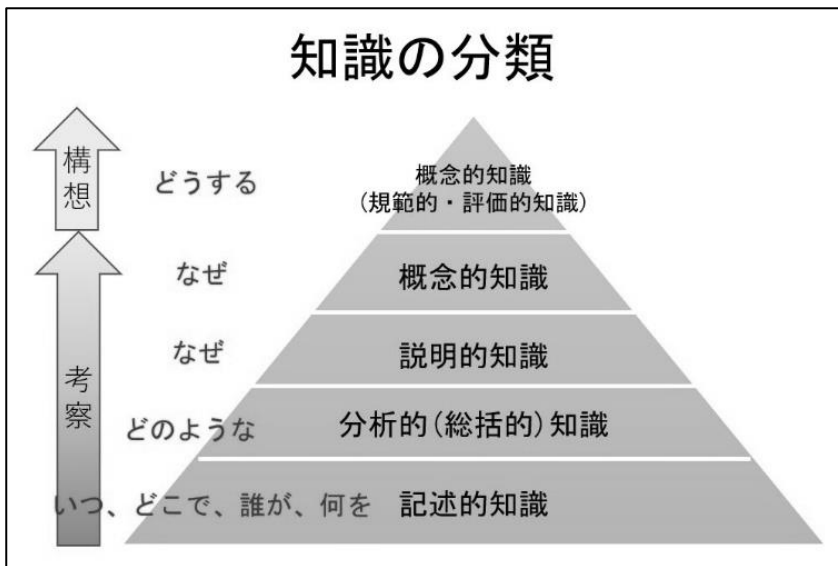
#### (1) 単元を貫く問い

令和6年度 第58回兵庫県中学校社会科教育研究大会 神戸大会に向けて公民的分野の幹事会では、授業単元を「地方自治」と決定し、単元を貫く問いを「なぜ、地方自治は「民主主義の学校」とよばれるのだろう」とした。これは、本大会の指針の一つである

[工夫](1) 単元や内容のまとまりで授業を構成し、問いと答えの距離を遠くする。に依ったものである。「民主主義の学校」という語句を教え込むのではなく、単元を通じた学習の中で、生徒たちがそれを獲得する、また単元の学習前と学習終了後の違い（深化）を生徒自身が俯瞰できるようにポートフォリオ（振り返りシート）を作る提案もなされた。

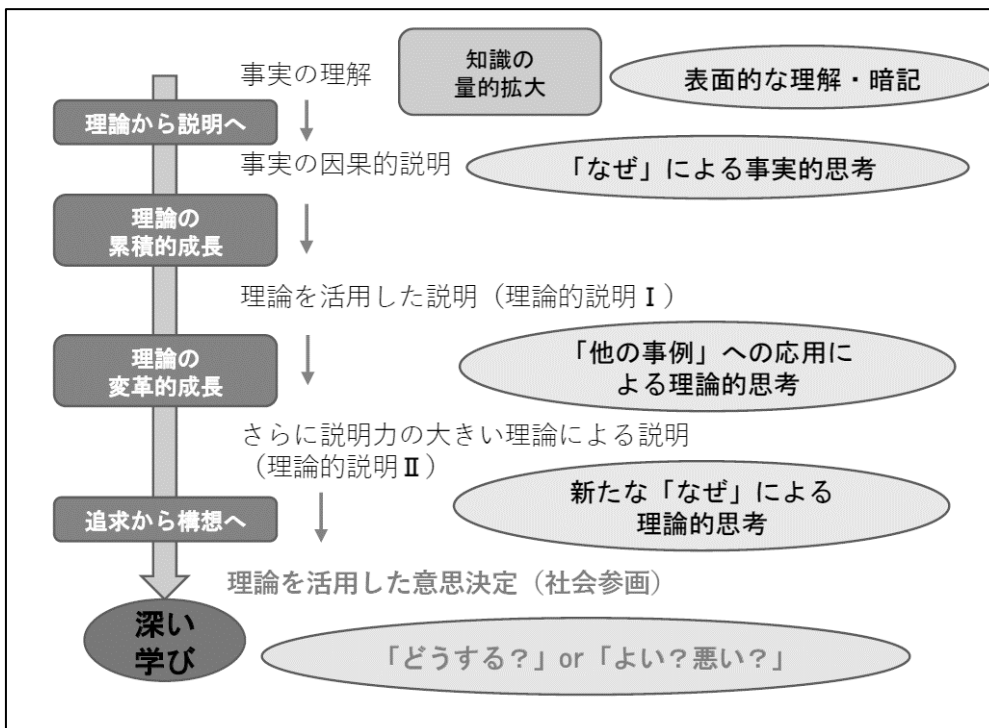
#### (2) 「単元構想図」の構築

「地方自治」の単元を構想するにあたり、この単元で生徒に何を教えたいのか、どのような学習内容を習得させたいかを議論するとともに、知識の分類(下図参照)を試みた。



#### (3) 公民的分野の規範的知識・評価的知識を求める「深い学び」

中学校社会科の最終段階である公民的分野の授業で規範的知識・評価的知識を習得させるような単元構想をおこなった（下図参照）。



#### (4) 公民的分野の研究成果と課題

公民的分野としては、まず単元の課題を明確にするために知識の構造化を図ることに重きを置いた取り組みから始まった。その際、教科書の記述内容を読み取ってそこから記述的知識を抽出し、単元の構想によってその知識を整理していく。その過程で、説明的知識、概念的知識、価値的知識への構想もしつつ、単元全体を構想することの難しさがあった。

また、今回の「地方自治」の授業づくりを構想するうえで、令和4年度の神戸市立本多聞中学校田中洋平教諭による研究実践の際、龍谷大学法学部中本和彦教授からいただいた社会参加をめざす社会科の授業づくりは、社会参加には3つの類型があり、その中からどのタイプの授業を目指すのかという示唆を生かしたものになるよう心掛けた。

##### 社会参加の3つの類型

A 消極的（潜在的）社会参加

B 象徴的・模擬的社会参加

C 積極的社会参加・社会行動

（同志社女子大学 藤原孝章による分類 2009年）

なかなか政治参加の機会のない生徒たちなので、社会参画・政治参加の機会を作ろうと意図する場合、Aは自分自身が社会形成に関わっている。例えば、広義で考えると買い物をする事自体も世の中の物事を動かしていると言える。「社会の中の私」が政治家を監視してみているなど静かな社会参加となる。一方、Cは実体験を伴う社会参加となる。BはAとCの間。

そのなかで今回の教育実践が単に提案するプロジェクトになってしまい、パフォーマンス課題となると「単元を貫く問い」は不要となり、今回の研究主題にはそぐわなくなってしまう。それぞれの生徒が興味関心のある課題を持ってきて、ゴールは自分で設定する、社会科の授業というより総合的な学習の要素が強くなってしまう。

地方自治の単元において、自治体に住民から「〇〇をしてほしい」という自分の要望をかなえるための正当化のための根拠づけのみになって「～してほしい」を強化してしまうのではなく「多様な他者と共に暮らす共同体の一員としての市民」としての視点をいかに持たせられるかがこの研究授業の、そしてこれからの公民的分野の授業構成を考えるうえでの課題になると思われる。

# 公民的分野・公開授業学習指導案

日 時：令和 6 年 11 月 22 日(金)  
授業者：上田 聖子（横尾中学校）  
対 象：3 年 4 組 32 名  
場 所：湊翔楠中学校 第 1 音楽室

## 1 単元名 第 2 章 民主政治 第 3 節 「地方自治と私たち」

### 2 授業観について

#### ● 生徒観（男子 15 名、女子 17 名、計 32 名）

本学級の生徒は授業に対して意欲的に取り組み、設定した課題について既習事項に基づいて考察し、他者と活発に話し合いをすることができる。一方で、複数ある資料から必要な情報を取り出し、関連づけて説明することを苦手とする生徒が多い。また、地域社会のために役立ちたいという気持ちはあるものの、地域社会で見られる課題については自分事として捉えにくい面があるため、課題の解決に向けて主体的に関わろうとする態度を育てていく必要がある。

#### ● 教材観

本単元は、中学校学習指導要領の公民的分野の内容 C 「私たちと政治」（2）「民主政治と政治参加」をふまえて設定している。ここでは、地方自治の基本的な考え方について理解すること、その際に地方公共団体の政治のしくみ、住民の権利や義務について理解することをねらいとし、住民の権利や義務に関連づけて地方自治の発展に寄与しようとする住民としての自治意識の基礎を育成する。

そこで本時では、「神戸市の水道料金の値上げ」を題材に住民としての立場から必要な政策を考えさせ、意見をまとめる活動を取り入れる。その際、具体的なデータや資料に基づいて知識や考えを整理し「効率・公正」な視点をふまえた解決策を考えさせることで、自らが住民として地方政治に参加し、自治を行おうとする意識を育むことができるようにしたい。

#### ● 指導観

地方自治の基本的な考え方や仕組みを学習した後に、持続可能なまちづくりのために必要な政策や自分たちにできることを主体的に追究できるようにする。また、持続可能なまちづくりに必要な政策について考える場面では、地方自治の主体である住民がどのように地方政治に働きかければ政治参加がかなうのか考察させる。その際、複数ある資料の読み取りを必要とする学習課題では、ICT 端末を活用しながら必要な情報を抽出し、自分の考えと関連づけて説明・表現し伝えあう学習活動を行う。また、活動の過程をポートフォリオで振り返らせることで、学習課題に対する思考が深まるように支援する。

### 3 単元

#### ① 単元目標

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
<ul style="list-style-type: none"><li>地方自治の基本的な考え方や仕組みを理解している。</li><li>地方財政の現状や課題を理解している。</li><li>住民の権利や義務を理解している。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>私たちが住む地方公共団体の課題を統計資料等から考察し、表現している。</li><li>私たちが住む地方公共団体に必要な政策案を「効率」と「公正」の視点から考察し、効果的な政策案を表現している。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>民主政治と政治参加について、地域社会に見られる課題の解決に向けて、自分たちにできることを考え、主体的に社会に関わろうとしている。</li></ul>

#### ②単元の指導計画

## 1. 地方自治と地方公共団体

国の政治(国政)と地方の政治(地方自治)の違いは何だろう。

### 【自分の考え】

- ・国全体のルール(きまり)を決めて各地方に指示を出すのが国政であり、そのルールに基づいて、地域の実態に応じて政治を行うのが地方自治という違いがある。

## 単元を貫く問い(MQ)

なぜ、地方自治は「民主主義の学校」とよばれるのだろう。

### 【自分の予想】

- ・住民にとって国政より身近なものだから。

## 2. 地方公共団体のしくみと政治参加

水道料金は、誰がどのような方法で決めているのだろう。

### 【自分の考え】

- ・首長が提案し、議会の許可を得る形で決めている。
- ・住民には直接請求権が認められており、首長や議会のメンバーを選挙で選ぶことができる。
- ・住民は、条例を守る責任や納税活動により行政活動を支えるなどの義務を果たすことが求められている。

## 3. 地方財政の現状と課題

なぜ、神戸市は水道料金の値上げにふみきったのだろう。  
神戸の水を守るために、税(一般財源)は使えなかったのだろうか。

### 【自分の考え】

- ・水道管の整備、物価高、人口減少などが影響して値上げを行った。
- ・市がさまざまな事業を行うには自主財源だけでは十分でなく、独立財源で運営される水道の事業に税をあてられる余裕がない。
- ・将来にわたり水を安定して供給するためには、住民からお金を集める必要があった。

## 4. 私たちと政治参加(本時)

なぜ、水道料金を値上げしたことを知らない人が多いのだろう。  
市が政策を決めていく過程に住民として参加するために大切なことは何だろう。

### 【自分の考え】

- ・自治体・住民双方が情報共有の手立てを考える必要がある。
- ・今まで以上に積極的な政治参加が求められる。
- ・身のまわりにある課題を自分のこととしてとらえて見極め判断し、他者と合意形成をしながら地域社会に主体的に参画する姿勢が大切である。

## 単元をつらぬく問いに対する自分の答え(MA)

- ・国政と比べて地方自治は住民が直接参加できる機会が多いから。
- ・住民が直接参加することにより、その意見をより政治に反映させやすいから。
- ・地方自治をより活発なものにしていくために、住民自身が主権者・納税者としてそのあり方を見守り、主体的に政治参加していこうとする姿勢が必要である。

4 本時

① 目標 10月から実施された「水道料金の値上げ」を題材として、神戸市が政策を決めていく過程に住民として参加するために大切な視点は何か考える。

② 展開 (50分)

	学習活動および内容	指導上の留意点	評価
導入 5分	<p>前時の学習の振り返りを行う。 「神戸市の水道料金の値上げは、将来にわたる安定した水の供給を考えた場合に必要の手立てであった」</p> <p>学習課題：神戸市が政策を決めていく過程に住民として参加するために、大切なことは何だろうか。</p>		
展開 15分	<p>発問1：なぜ「水道料金の値上げ」を知らない人が多いのだろう。</p>		
	<p>(例) 住民が興味・関心をもっていない (例) 神戸市がうまく住民に伝えられていない</p>	<p>資料を提示する。 ・神戸市広報誌 ・水道局HP ・新聞</p>	
20分	<p>発問2：「住民に伝わりやすい広報」とは、どのような方法だろうか。</p>		
	<p>班で話し合い、広報の方法を考える。 Teamsの「ホワイトボード」に、各班のアイデアを書き込み共有する。</p> <p>どのような年齢層にも見てもらいやすい広報にどのような方法があるか考える。 ・SNS、インターネット ・紙媒体 ・放送（ラジオ・テレビ）</p>	<p>*班活動 「効率と公正」の視点をを用いるよう促す。 ・神戸市の人口 ・神戸市の年齢構成</p> <p>神戸市に自分たちのアイデアをプレゼンするつもりで提案するよう説明する。</p>	
	<p>発問3：住民の意見やアイデアを神戸市に伝えるために、何ができるだろうか。</p>		
	<p>・直接請求権…署名活動 ・SNSの活用</p>		
まとめ 8分	<p>「学習課題：神戸市が政策を決めていく過程に住民として参加するために、大切な視点は何だろうか。」を記入する。</p>		<p>・地域の課題をふまえて住民としての市の政策や政治参加の方法について考察し、適切に表現している。【知識】</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・神戸市の政策を「効率・公正」といった視点をもってながめ、住民にとって本当に必要なものであるか判断する力を身につけることが大切である。</li> <li>・神戸市が行う政策について無関心になることなく住民自らも関心を持ち、政治参加しようとする姿勢が必要である。</li> <li>・地方政治がより身近なものになるように、課題に対する解決策やアイデアを住民自らが考え表現し、積極的に市政に伝えることが大切である。</li> </ul>	
--	---	--

③ 評価

思考・判断	<p><b>【A】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・神戸市の課題を踏まえて、優先的に取り組むべき政策や住民としての政治参加方法を、「効率・公正」の視点を用いて具体例を挙げながら適切に表現している。</li> </ul> <p><b>【B】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・神戸市の課題を踏まえて、優先的に取り組むべき政策や住民としての政治参加方法を、自身の考えをもとに表現している。</li> </ul>
主体性・学びに向かう力	<p><b>【A】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民として地方政治に関わる上で必要とされる姿勢を、身近な例を挙げながら具体的に述べている。</li> </ul> <p><b>【B】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民として地方政治に関わる上で必要とされる姿勢を、学んできた知識を活用して述べている。</li> </ul>
CからBにする手立て	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ICT端末を利用することによって、他者の考えをふまえて自分の考えを整理することを促す。</li> <li>・複数ある資料の読み取りを必要とする学習課題については、図などを用いてまとめさせ、説明ができるように支援する。</li> <li>・身近な地域教材を作成し、単元を通して見通しをもたせる。</li> </ul>



## 大会役員・大会実行委員一覧

### 【大会会長】

兵庫県中学校教育研究会社会科部会 部会長  
近藤 達志（神戸市立大原中学校長）

### 【大会副会長】

兵庫県中学校教育研究会社会科部会 西播磨地区 理事  
大野 康嗣（佐用町立三日月中学校長）

### 【大会実行委員長】

神戸市立中学校教育実践研修社会科グループ 代表  
原 拓司（神戸市立有野北中学校長）

### 【大会実行副委員長】

神戸市立中学校教育実践研修社会科グループ 副代表（地理的分野）  
池辺 晃吉（神戸市立渚中学校長）  
神戸市立中学校教育実践研修社会科グループ 副代表（歴史的分野）  
安積 直裕（神戸市立湊翔楠中学校長）  
神戸市立中学校教育実践研修社会科グループ 副代表（公民的分野）  
古角 芳忠（神戸市立烏帽子中学校長）

### 【大会実行委員】

幹事長 木方 毅（井吹台）

分野別幹事（◎副幹事長 ○主任幹事）

[地理的分野]

◎岡崎 保諒（多聞東）、○山田しほり（星和台）、吉田 広志（湊翔楠）、安岡 敬祐（小部）、  
飯原 崇仁（西落合）、吉田 佑季（西代）、木方 毅（井吹台）、西川 健也（垂水）、真砂 翔（大池）、  
幡地 裕之（葺合）、丸山 陽平（高倉）、佐藤 美紅（星陵台）、青木 想（垂水東）

[歴史的分野]

◎佐々木 規敦（西代）、○森 俊介（長坂）、岡崎 健太（山田）、上道 寛之（長坂）、  
中岡 利文（渚）、立野 亮（港島学園）、佐々木 隆光（有馬）、福壽 駿矢（兵庫）、  
安東 昌美（港島学園）、荒木 智美（兵庫）、岡野 徹（福田）、加藤 優理子（上野）、  
鳥海 翔吾（神出）、久松 竜也（井吹台）、飯田 瑞穂（本多聞）、水谷 稜（鷹取）、  
河合 恵理佳（布引）、加地 尚弥（玉津）

[公民的分野]

◎武野 哲夫（本多聞）、○松田 一彦（桜の宮）、鷺野 萌（魚崎）、朝生 健大（鷹取）、  
岸本 佳奈子（友が丘）、柚木 信一（桃山台）、矢吹 健太郎（須磨北）、田中 洋平（烏帽子）、  
金平 孝雄（本山）、大堀 篤史（唐櫃）、桂 優伍（大原）、上田 聖子（横尾）、西岡 寛人（有野）

地区別幹事（○委嘱幹事）

[東灘・灘] ○加藤 優理子（上野）、田中 稜也（本山）、島名 舞（鷹匠）

[中央・兵庫] ○立野 亮（港島学園）、加藤 恵子（湊翔楠）、溝渕 強（湊川）

[北] ○安岡 敬祐（小部）、山田 しほり（星和台）、吉川 貴之（鶴台）

[長田・須磨] ○矢吹 健太郎（須磨北）、山本 美智留（飛松）、山本 祥太（高取台）

[垂水] ○柚木 信一（桃山台）、潮 和由貴（垂水東）、村上 真理子（垂水）

[西] ○上道 寛之（長坂）、池田 周平（太山寺）、加藤 己年生（岩岡）

# 兵庫県中学校教育研究会社会部会規約

昭和38年6月8日決定

改正（昭和45年5月29日、昭和46年5月26日、昭和47年10月12日、昭和49年9月24日、平成23年6月24日）

- 第1条 (名称・事務局) この部会は兵庫県中学校教育研究会社会部会という。事務局を部会長所在校におく。
- 第2条 (目的) この部会は部員相互の協力と組織により、社会科教育について研究調査し、兵庫県社会科教育の向上と振興に寄与することを目的とする。
- 第3条 (事業) 第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。
1. 社会科教育の研究調査
  2. 講習会・研究会・協議会の開催
  3. 機関紙の発行
  4. その他この部会の目的を達成するために必要な事業
- 第4条 (部員) この部会は兵庫県中学校教育研究会員のうち、社会科担任教員および希望者をもって構成する。
- 第5条 (役員) この部会に次の役員をおく。
- |         |           |       |      |
|---------|-----------|-------|------|
| ・部会長    | 1名        | ・副部会長 | 2・3名 |
| ・理事     | 若干名       | ・幹事   | 若干名  |
| ・会計監査委員 | 2名        | ・顧問   | 若干名  |
| ・支部長    | 1名(各支部ごと) |       |      |
- 第6条 (役員の仕事・選出・任期)
1. 部会長・副部会長は理事会において推薦する。部会長は部会を総括し、部会長が事故のある時は副部会長が代行する。
  2. 理事は地区毎に各支部長が互選し、部会の運営を審議する。地区は神戸・阪神・丹有・東播・中播・西播・但馬・淡路の8地区とする。
  3. 各支部毎に支部長を選出し、支部員の連絡・支部事業の遂行に寄与する。
  4. 会計監査委員は総会において支部長の中から選出し、会計を監査する。
  5. 顧問は理事会の承認を得て、部会長が委嘱する。
  6. 幹事は理事会において決定し、部会長の諮問に応じて部会の実務的運営にあたる。
  7. 理事・支部長を補佐するため地区に地区幹事・支部幹事をおく。地区幹事・支部幹事は理事・支部長が委嘱する。
  8. 役員の仕事は1年とし、再任は妨げない。
- 第7条 (会計) この部会の会計は、部会日・補助金・その他をもってこれにあたる。
- ・部会費は1校あたり年額600円とし、5月末までに支部長が一括して納入する
  - ・会計年度は4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わる。
  - ・会計は年1回総会において報告する。
- 第8条 (総会) 総会は年1回以上開く。支部長会をもってかえることができる。
- 第9条 (加入・脱退) この部会に加入または脱退しようとする者は支部長を通じ、部会長に届ける。
- 第10条 (規約の変更) この規約を変更するときは理事会において審議し、総会の承認を得る。